

添付法令資料 4 :

IT ベース・レンディング・サービスに関する 2016 年 12 月 28 日付
インドネシア共和国金融サービス庁規則 No.77/POJK.01/2016 (目次)
同月 29 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 IT ベース・レンディング・サービスの実施
 - 第 1 節 法人格の形態、所有権及び資本 (第 2 条ないし第 4 条)
 - 第 2 節 事業活動 (第 5 条)
 - 第 3 節 貸付金の制限 (第 6 条)
 - 第 4 節 登録及び許可 (第 7 条)
 - 第 1 款 登録 (第 8 条ないし第 10 条)
 - 第 2 款 許可 (第 11 条)
 - 第 5 節 所有権の変更 (第 12 条)
 - 第 6 節 自己の申請による許可の取消し (第 13 条)
 - 第 7 節 人材の資格 (第 14 条)
- 第 3 章 IT ベース・レンディング・サービスの利用者
 - 第 1 節 借り手 (第 15 条)
 - 第 2 節 貸し手 (第 16 条及び第 17 条)
- 第 4 章 IT ベース・レンディング・サービス契約 (第 18 条)
 - 第 1 節 IT ベース・レンディング・サービス実施者と貸し手間の契約 (第 19 条)
 - 第 2 節 貸し手と借り手間の契約 (第 20 条)
- 第 5 章 リスク緩和 (第 21 条ないし第 24 条)
- 第 6 章 IT ベース・レンディング・サービスの実施に係る IT システム・ガバナンス
 - 第 1 節 データ・センター及びディザスタリカバリセンター (第 25 条)
 - 第 2 節 データの秘密保持 (第 26 条)
 - 第 3 節 監査の履歴 (第 27 条)
 - 第 4 節 セキュリティ・システム (第 28 条)
- 第 7 章 IT ベース・レンディング・サービス利用者の教育及び保護 (第 29 条ないし第 40 条)
- 第 8 章 電子署名 (第 41 条)
- 第 9 章 顧客識別の原則及び技術 (第 42 条)
- 第 10 章 禁止 (第 43 条)
- 第 11 章 定期報告 (第 44 条ないし第 46 条)
- 第 12 章 制裁 (第 47 条)
- 第 13 章 雑則 (第 48 条)
- 第 14 章 経過規定 (第 49 条及び第 50 条)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所